

令和5年第2回士別市議会定例会会議録（第3号）

令和5年6月21日（水曜日）

午前10時00分開議

午後 2時32分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員（14名）

副議長	1番	村上 緑一 君	2番	石川 陽介 君
	3番	湊 祐介 君	4番	中山 義隆 君
	5番	加納 由美子 君	6番	奥山 かおり 君
	7番	西川 剛 君	8番	佐藤 正 君
	9番	真保 誠 君	10番	喜多 武彦 君
	11番	谷 守 君	12番	大西 陽 君
	13番	十河 剛志 君	議長	15番 山居 忠彰 君

出席説明員

市長	渡辺 英次 君	副市長	法邑 和浩 君
総務部長	大橋 雅民 君	市民部長	丸 徹也 君
健康福祉部長	東川 晃宏 君	経済部長	鴻野 弘志 君
建設環境部長	藪 中 晃宏 君		

教育委員会 教育委員 会長	中 峰 寿 彰 君	教育委員会 生涯学習部長	三 上 正 洋 君
------------------	-----------	-----------------	-----------

市立病院 副 管 理 者	中 舘 佳 嗣 君	経営管理部長	池 田 亨 君
-----------------	-----------	--------	---------

監査委員 浅利知充君

監査委員
局長

四ツ辻 秀和君

事務局出席者

議会事務局長 穴田 義文君

議会事務局長
議総務課

岡崎 忠幸君

議会事務局長
議総務課主任

議総務課主任

齊藤 太成君

(午前10時00分開議)

○議長(山居忠彰君) ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

○議長(山居忠彰君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長(穴田義文君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

○議長(山居忠彰君) ここで、副議長と交代いたします。

○副議長(村上緑一君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

8番 佐藤 正議員。

○8番(佐藤 正君)(登壇) 通告に従いまして、一般質問を行います。

マイナ保険証についてお伺いをいたします。

マイナンバーカードに関するトラブルが全国的に相次いで大きな問題になっています。個人情報流出につながる大きな問題です。報道されているマイナンバーカードに関するトラブルは、住民票の写しなど、コンビニ交付サービスで別人の証明書を発行。また、公金受取口座ひもづけの手続で他人の口座を誤登録。また、マイナポイントを別人に誤交付。マイナ保険証で別人の医療情報がひもづけられた事例など、数々の事例が判明しております。

医療現場では、既に混乱も起きております。全国保険医団体連合会が、医療機関を対象に行った調査では、マイナカードを使った保険資格の確認で2,400件のトラブルが報告されております。

また、マイナ保険証に他人の情報が7,300件も誤登録されている問題は、医療事故の原因になりかねません。国も、マイナンバーカードの利用を急ぐため、いろいろな問題が出てきています。それが、今回表に現れた氷山の一角だと思います。

そもそも、マイナンバーカードの取得は法律上の義務ではなく任意です。本市においても、土日勤務終了後にマイナンバーカードの取得促進のための臨時窓口を設けていると思います。

昨年4定の奥山議員への答弁で、11月末のカード交付率は56.2%、80歳未満が50%以上となっている一方、80歳以上が38.4%と低い傾向だと答弁しております。その後、半年が経過しておりますので、マイナンバーカードの取得状況をお知らせください。

国は、2024年秋から現行保険証を廃止し運用を始めるマイナ保険証は、カードを持たない被保険者に対しては、資格確認書を発行し、保険診療を受けられるようにする。現在保険証と同様、氏名、生年月日、被保険者番号などです。資格確認を得るには本人の申請が必要です。有効期限は最長1年とされ、更新手続をしなければなりません。忘れてたり、病気などで手続がで

きなかつたりすれば、保険料を払っても保険診療を受けられない無保険扱いで、窓口での10割負担となるおそれがあります。

また、医療機関には一体化に伴って、被保険者の資格をオンラインで確認することが義務づけられています。健康保険証なら窓口で提示するだけで済むのに、マイナンバーカードで保険資格を確認するには、医療機関がそのシステムを導入しなければなりません。本市におけるオンライン資格確認等システムの運用状況も教えてください。

マイナ保険証は、受診のたびに窓口にある顔認証つきカードリーダーに置き、情報提供の画面にタッチする必要があります。高齢者など不慣れな人や認知症の人、障害がある人が自力でマイナ保険証を使うのは、困難な場合もあります。患者本人の同意を得て、職員などがマイナ保険証を預かることは可能とされていますが、顔認証システムを使うことが困難な場合、代理で職員などが暗証番号を入力することはできません。

全国保険医団体連合会が行った会員アンケートでは、65%が現行保険証廃止に反対し、82%がカードの利用に不慣れな患者への窓口対応の増加、74%が不具合時に診療継続が困難になると答えています。マイナンバーカードのICチップ内の電子証明書の有効期限が切れたら、健康保険証として使えなくなります。電子証明書は5年ごとに更新する必要があり、マイナンバーカード自体も10年ごとに、未成年者は5年ごとに更新する必要があります。病気や身体障害者等やむを得ない理由や未就学児には代理人を認められますが、カードを紛失した場合など、再交付の必要がありますが、有料で手続も大変です。

高齢者施設や障害者施設入居者のマイナ保険証の管理など、個人で管理できる人は問題ありませんが、そうでない人の管理など、適切な運用が必要です。本市においては、マイナンバーカードのトラブルはないとは思いますが、運用に当たっては、これからもいろいろな問題が出てくると予想されますので、相談窓口が必要です。設置して対応してもらいたいと思います。

いずれにしても、2024年秋からの運用には解決すべき問題も多くあり、命に関わる制度改正なので、慎重に市としても進めてほしいと思います。

以上で、この質問を終わります。（降壇）

○副議長（村上緑一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） 佐藤議員の御質問にお答えします。

初めに、本市におけるマイナンバーカードの取得状況についてです。

本市における本年5月末現在の交付率は、昨年11月末と比較し、24ポイント増となる80.2%となりました。年代別の取得状況は、20歳未満で29.2ポイント増の80.3%、20歳から40歳未満は21.1ポイント増の73.1%、40歳から60歳未満は24.5ポイント増の81.7%、60歳から80歳未満は11.2ポイント増の71.8%、80歳以上は23.6ポイント増の62.0%となっています。

本市においては、市民の皆様のマイナンバーカードに対する一定の御理解をいただき、交付率が全体で8割を超え、各年代で取得された方は増えているところですが、依然として80歳以上の取得率が低い状況です。

次に、オンライン資格確認等システムの運用状況についてです。

本市における本年6月4日現在のシステム導入済み医療機関等の状況は、昨年11月27日現在の9施設から11件増の20施設となり、市内対象施設の77%が導入している状況となっています。

また導入した全施設のシステムの利用状況については、把握できておりませんが、4月における市立病院の状況は、外来患者の約2.5%が利用されている状況です。

次に、マイナ保険証の相談窓口の設置についてです。

マイナ保険証を活用していく上では、議員お話のとおり、医療機関における資格確認システム普及の遅れや、医療機関の受診時の対応、カードの有効期限、紛失、再発行など、様々な課題があるものと認識しています。

こうした課題のほかにも、国において現在、誤登録事案が公表されており、その報道を受けて、市民の皆様への不安や疑問は多岐にわたるものと推察しています。

マイナ保険証についても加入している保険者によって対応が困難な場合もあり、現状においては、国のマイナポータルのヘルプデスクを活用し、対応してまいります。

また、全国保険医団体連合会の調査では、高齢者施設の9割が入居者のマイナンバーカードの管理は困難と回答しているところであり、市内の施設についても、およそ同様の状況にあるものと考えています。

国は、新たに施設入居者のカード申請代理交付などについて支援を実施する方針を示したところであり、今後のカード管理に関する国の動向を注視しつつ、障害者施設を含め、施設管理者と慎重に協議してまいりたいと考えており、新たに相談に特化した窓口は設置せず、現状の窓口体制で対応してまいります。

マイナ保険証については、今月2日に関連法が成立したところであり、議員のお話のあった資格確認書も含め、今後において、国から運用方法や留意点など詳細が示されるものと考えており、その動向に注視してまいります。

マイナンバーカードを基盤とするデジタル社会の実現には、国民の理解、信任が必要であり、その大前提に個人情報の保護や、適正な情報管理を踏まえた安全性と安定性が確保されなければなりません。そのためには、マイナンバーカードを安全・安心に利活用できる環境の構築が重要であり、引き続き市民の皆様が安全・安心にデジタル社会の恩恵を受けられるよう、より丁寧な説明と、適時適切な事務の徹底を図るよう努めてまいります。

以上申し上げ、答弁とします。 （降壇）

○副議長（村上緑一君） 佐藤議員。

○8番（佐藤 正君） 今のマイナンバー取得状況を見ますと、全体で8割の方がマイナンバーを取得しているということで、恐らくこれは全道でも全国でもトップクラスの取得率かなと思います。

その反面、80歳以上が62%という低い取得率ということで、先ほども答弁の中でありましたけれども、高齢者施設だとか、障害者施設に入っている人たちのマイナンバーカードの取扱い

なども含めて、今後、国からも指導あるということなんですけれども、やはり自治体としても、その辺の考えをはっきりさせておかなければならないのかなと思います。

あと、相談窓口を設置しないで、今までどおりやっていくということなんですけれども、マイナンバーカードについてはこれからも、いろいろな問題が出てくると思いますので、やはり市民に丁寧に説明できる窓口というか、そういう話をできるような、窓口を設置するよう要望したいと思います。

来年の秋からマイナ保険証に変わるということなんですけれども、今までも相当問題が続出しているということでは、状況によっては、市においても、このマイナ保険証に関しては、問題が解決するまで延期するようにしてもらいたいと思います。

よろしく申し上げます。

○副議長（村上緑一君） 丸市民部長。

○市民部長（丸 徹也君） 再質問にお答えいたします。

まず、80歳以上の高齢者の方々の取得状況が全体的に低いという部分で、こういった高齢者の方の対応といたしましては、現在例えば寝たきりの方ですとか、体が御不自由な方、そういった外出が困難な方々については、例えば私どものほうから自宅を御訪問させていただいて、申請交付手続などの支援を行いたいと考えております。

当然、市のほうの現行の制度の宅配行政サービスというものもありますので、こういった部分も利活用いただきながら、対応させていただきたいと考えております。

また、高齢者施設等に入られている方々も多くいらっしゃるかと思います。こういった方々については、今現状、高齢者施設においても入居者カードの管理ですとか、また暗証番号の管理の問題、そのほかカードをお預かりする部分での管理者側の、例えば不正利用ですとか情報漏えいの懸念だとか、また一番多い部分として、御家族の同意が得られないケースなどで、なかなかカード取得も進められない課題が多いということも聞いてございます。この部分についても、今後国の方針とも歩調を合わせてという形になりますけれども、施設管理者のほうとも、しっかりと協議することで慎重に対応をしてまいりたいと考えているところでございます。

それから窓口設置の部分でございます。

現行、窓口においては、例えばマイナ保険証で言えば、様々資格確認書の問題ですとか、またマイナカードの部分、紛失してしまったですとか暗証番号を忘れたとか、様々なカードに関する相談がございまして。また、今一連で国のほうから公表されています様々なトラブルの関係で、そういった部分でのお問合せもいただいているところでございます。ただ、こちらの部分については、私どものほう、通常窓口の中で、現状、そういった御質問について御対応させていただいているところもございまして、また私どものほうで情報上、持ち得ない部分については、直接、先ほども御答弁申し上げました、国のほうのヘルプデスクなどを御案内するなど、対応をさせていただく考えで思っているところでございます。

そういった部分、今後についても相談に特化した窓口については、設置する形ではなく、現

行の窓口体制で対応が十分可能だということ考えているところでございます。

それから最後に、こういった様々なトラブルの中で、恐らくこういう国民の皆様、また市民の皆様が不安を抱えている中で、このマイナ保険証、マイナカードの普及促進についてはどうかというお話だったと思うんですけども、こちらにつきましては、当然マイナカードの、まず運用については、適切な情報管理が必要だと考えております。また情報の誤認というのは、当然プライバシーに関わる諸問題ですとか、また特にこのマイナ保険証については、議員のほうからお話のありましたとおり、場合によっては命に関わる問題にもなりかねません。当然こういった情報の不備というのは、あってはならないものとして認識はしているところでございます。

国のほう、今回のトラブルについてはマイナンバー制度自体の問題ではなく、運用システムですとか、データ上の登録における人的ミスということで説明はいただいております。これらの関連については、私ども含め7月末までの登録情報の総点検ということで進められております。再発防止に向けて、対策を当然実施しているところでもございまして、本市においても先ほど申し上げたとおり、国のこういった要請に基づいて、連携してデータ点検を実施しているところでございます。

まずは、先ほど市長のほうからも御答弁させていただいておりますが、正確なカードの情報の管理、安全性と安定性をしっかりと確保していることが必要でございますので、また特にこのマイナ保険証については質の高い医療を提供していく、データヘルスの基盤となるツールということで考えてございます。当然、今後その先には、患者様御本人の健康状況に基づいたよりよい医療を受けることが可能という形になることから、再発防止策を着実に実施する中で、引き続き市民の皆様の御理解をいただきながら、マイナ保険証の普及促進については、進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（村上緑一君） 佐藤議員。

○8番（佐藤 正君）（登壇） 次の質問に移ります。

自転車のヘルメット着用努力義務についてであります。

今年4月より、自転車のヘルメット着用の努力義務を全年齢に拡大する改正道交法が施行されました。着用しない場合でも罰則規定がありませんが、事故死の死亡リスクが26倍に上り、2018年から2022年までの自転車乗車中の事故で死亡した2,500人のうち、主な損傷が頭部の人1,116人。このうち96%の人がヘルメットをかぶっていませんでした。2022年の全交通事故件数に占める自転車の割合が過去最高の23.3%となったことが、警察庁のまとめで分かりました。

小中高生は4月から6月にかけて、自転車乗車中の死亡が増える傾向にあり、月別に分けると4月から増え始め、6月が最も多くなります。4月の入学後、通学などで自転車に乗り始め、慣れてきたところに、油断して事故に遭う可能性が多いと指摘されています。

本市においても、小・中学生の自転車通学はよく見かけますが、ヘルメットをかぶっている人はほとんど見かけません。自転車を持っていても、ヘルメットを持っている人は少ないのではないのでしょうか。

自転車は軽車両として、歩道と車道の区別のある道路では、車道の左側端を通行しなければなりません。事故に遭う確率が高いのも事実です。着用の努力義務になったというだけでは、なかなか進まないのが現状だと思います。交通安全協会や警察などの啓蒙普及活動も行われていますが、安全運転の講習や地域の交通環境も含めて考えていかないと、なかなか進まないと思います。

昨年、朝日町で自転車による交通事故も発生しており、自転車登校している児童・生徒にヘルメット着用の指導もされていると思いますが、どのような指導、対応をされているのか、お聞きいたします。

また、ヘルメットの購入助成制度は、近郊町村でも広がっております。隣の剣淵町では、新一年生全員にPTAを通じて補助、幌加内町では、平成23年度から6歳以上15歳未満の人を対象に、また東川町では、中学生のヘルメットの購入補助を行っております。本市においても、補助制度を設けることで、ヘルメットの着用が進むことが期待されております。

以上で、この質問を終わります。（降壇）

○副議長（村上緑一君） 三上生涯学習部長。

○生涯学習部長（三上正洋君）（登壇） 佐藤議員の質問にお答えいたします。

初めに、市内の学校において自転車通学をしている児童・生徒数は、小・中学校合わせておよそ330人、高校ではおよそ220人、合計で550人ほどです。このうち、小学生は全員がヘルメットを着用していますが、中学生及び高校生のほとんどは着用していません。

次に、学校での自転車に関する交通安全指導についてです。

全ての学校において、市や土別警察署など関係団体の協力の下、交通安全教室を開催しており、その際に、本年4月から自転車に乗る人全員に、ヘルメットの着用が努力義務化されたことを児童・生徒に指導しているほか、保護者に対しても、児童・生徒の安全のため、ヘルメットを着用するようお願いをしております。

また、交通事故を防止するため、交通安全指導の際や、学校独自で自転車の点検を行い、安全を確認してから、自転車による通学を始めている学校もあります。さらに、児童・生徒全員を対象に、ヘルメット着用のルールを定めている学校はありませんが、自転車通学をしている児童に対しては、ヘルメット着用のルールを定めています。

次に、ヘルメットの購入補助についてですが、昨年12月の土別市子ども議会において、朝日中学校の江崎未里耶議員からも、ヘルメット購入に対する補助について御提案をいただきました。その際は、今後、保護者に対して、子供用のヘルメットを購入する予定があるかなどの調査を行い、その結果を踏まえ検討していく旨をお答えしたところです。

既に答弁の時点で、ヘルメットを所有していた家庭に加え、その後で購入した場合のほか、

先月には、地域の企業から児童・生徒にヘルメットの寄贈をいただいていますので、現時点でのヘルメットの所有状況を把握したいと考えています。加えて、今後の購入意向や、実際に着用するかなども含めて調査が必要と考えていますが、現時点では一律の助成制度は設けない考えです。

交通事故が起きてしまった際に死亡リスクを下げるには、ヘルメットの着用が有効であると認識していますが、その対象は自転車に乗る人全員であり、決して子供に限ったことではありません。また、通行区分のことなど自転車に乗る際のルールについて、特に道路交通法に関わることなど、子供たちよりも大人のほうが知らない場合も少なくありません。

こうした中で、まずは大人も含め、法律の遵守や交通ルールに関する理解が深まる環境づくりが重要と考えておりますので、関係団体と連携し、周知啓発に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（村上緑一君） 佐藤議員。

○8番（佐藤 正君） 子ども議会の中でもヘルメットの補助はどうなんだという意見があったという、今、答弁がありましたけれども、今後、保護者も含めて、調査をしていくという答弁があったと思いますけれども、具体的には、調査の在り方というか、その中身というか、アンケート形式になろうかなとは思いますが、やはり、大人もヘルメットをかぶらなきゃならないという状況なんですけれども、子供のほうがやはり注意力が散漫だということで、ぜひ、アンケートも含めて、補助できる方向で検討してもらいたいと思います。

○副議長（村上緑一君） 三上部長。

○生涯学習部長（三上正洋君） 再質問にお答えいたします。

ただいま議員のほうから調査する在り方ですとか、アンケートの内容等々、御提言がありました。

私たちのほうも、子供、また保護者に対する調査方法については、丁寧な形で取り組んでいきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○副議長（村上緑一君） 佐藤議員。

○8番（佐藤 正君）（登壇） 次の質問に移りたいと思います。

自衛隊への名簿提出についてであります。

自衛隊員の定数割れが続く中、自衛隊員募集をめぐるっては、国による地方自治体への働きかけが強まっております。自衛隊をめぐるっては、2015年度の安保関連法の成立以降、任務の危険度が格段に増したことも影響し、隊員募集をめぐるって十分な志願者を確保できない年が続いております。定員割れを受けて、募集年齢上限が32歳まで引き上げられました。自衛隊が勧誘のターゲットにしているのは、卒業を控える高校生などです。

自衛隊は、そのために住民基本台帳を管理する市町村から、対象者の個人情報4項目を台帳の閲覧などによって入手してきたことと思います。個人情報保護法は、第三者への個人情報提供は、原則、本人の同意が必要と定められています。氏名や住所、生年月日、性別など、個人

のプライバシーに関わる情報は保護する必要があります。提供するのであれば、本人の了承を得て提供すべきです。

2021年に防衛・総務両省の連名で、全国の地方自治体に自衛隊法97条1項と、同法施行令120条を根拠に、募集対象者の住民基本台帳の一部の写しを自衛隊に提供するよう求める通知が出されました。それに基づき、本市においても、自衛隊の要請に応じ、紙媒体の個人情報を提供していると思いますが、名簿提出は義務ではなく、各自治体の判断に委ねられています。全道35市中16市は、閲覧のみです。いつから閲覧から紙媒体に変わったのでしょうか。その理由、また人数についてもお知らせください。

対象者全員に、提供可否を確認し、同意を得られた場合のみ提供するのが本来の在り方で、除外申請を提出しなかったから同意したとみなす現在のやり方は、問題があると思います。除外申請については、どのようにするのか。周知についての考え方もお聞かせください。

自治体による自衛隊への名簿提出は、その一連の事務手続の過程が、戦前戦中の徴兵制度とも似ている部分があります。自治体は、戦争する戦争遂行体制の末端組織として、住民を戦争に動員するための役割を担っていました。今回の名簿提出は、徴兵制へのベースとなり得ると懸念しているところです。慎重な対応を求めたいと思います。

以上、この質問を終わります。（降壇）

○副議長（村上緑一君） 丸市民部長。

○市民部長（丸 徹也君）（登壇） 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

初めに、自衛隊への情報提供についてです。

自衛隊法は、自衛官などの募集事務について、市町村の法定受託事務と定めており、同法施行令においては、防衛大臣は自衛官または自衛官候補生の募集に関し、必要があると認めるときは、都道府県知事または市町村長に対し、必要な報告または資料の提出を求めることができます。自衛隊は、法令に基づき、市町村に対して当該年度に18歳・22歳に到達する市民の住民基本台帳に登録された氏名、住所、生年月日、性別の4情報の資料提供を請求しています。

一方で、住民基本台帳法においては、国または地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、閲覧させることを請求できるとしており、これまでに本市においては、住民基本台帳法に基づき、閲覧させる方法で対応してきたところです。

そうした中で、議員のお話にありましてとおり、令和3年2月5日付の総務省・防衛省連名による通知において、自衛官または自衛官候補生の募集事務に関する必要な資料として、住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではないと、地方自治法に基づく技術的助言として、住民基本台帳法上も資料提供が可能との見解が示されたところです。

この通知を受けて、本市は令和4年度から自衛官及び自衛官候補生の募集については、紙媒体による資料提供により対応しているところです。

なお、これまでに資料提供した対象者の人数については、4年度は242人、本年度は249人分の資料提供をしたところです。

次に、除外申請についてです。

個人情報の保護に関する法律においても、法令に基づく場合において外部提供することができる旨、規定されているところであり、自衛隊の募集事務は、国民の生命と財産を守る重要な任務を担う人材を確保するため、地域の情報を的確に把握している地方公共団体が、その一部を担っていくものである一方で、提供を望まない方への一定の配慮は必要と考えます。

議員お話の除外申請は、自衛隊に個人情報の提供を望まない方に、事前手続をしていただくことによって、提供する情報から取り除く取扱いを行うものであり、近年、全国で実施する市町村が増えており、道内でも札幌、旭川、帯広など6市で行っています。

今後においては、情報提供の根拠や提供した対象年齢、人数、提供している情報の内容など、その提供の詳細をホームページなどで市民に周知することに併せて、提供を希望しない市民については、除外する措置について、本市の附属機関である個人情報保護情報公開審査会の意見も踏まえ、検討を進めます。

あわせて、その方法や周知については、他市の事例も参考にホームページやSNS、広報紙などにより、対象世代やその保護者の方に広くお伝えし、本人をはじめ、保護者などの法定代理人から郵便やインターネットにより申請できるよう検討してまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（村上緑一君） 佐藤議員。

○8番（佐藤 正君） 除外申請のことで、再質問をいたします。

今まで除外申請はありましたか。それと、除外申請の受付さえも行わず、今までは市民に知らせないまま提供していたのではないのでしょうか。

○副議長（村上緑一君） 丸部長。

○市民部長（丸 徹也君） 再質問にお答えいたします。

まず、これまで除外申請があったかどうかにつきましては、これまでは先ほど御答弁申し上げたとおり、私どもの対応としては、住民基本台帳法に基づいた閲覧という形で対応させていただいております。これは当然、法令にのっとってさせていただいている部分でございますので、そういった部分については閲覧の除外という考え方はございません。

それから、市民にその部分についてお知らせしたかどうかという部分につきましては、こちらにつきましても、住民基本台帳法上の取扱いといたしまして、閲覧をいたした対象の団体等については、ホームページ上で年に一度、法に基づき公表をしているところでございます。

以上でございます。

○副議長（村上緑一君） 佐藤議員。

○8番（佐藤 正君） 紙媒体に移ったのは、令和3年度からでよろしいのでしょうか。4年度からなら、まだ除外申請の、申請する条項がまだできていなかったのかとのことなんですけれど

も。

○副議長（村上緑一君） 丸部長。

○市民部長（丸 徹也君） 再々質問にお答えいたします。

先ほど今、私、お答えさせていただいた部分につきましては、これまでの対応ということでございまして、御答弁させていただいたとおり、紙媒体での対応については、令和4年度の申請分からということになっております。その部分のものに対しては、現状、除外申請という制度は設けてございません。この部分については、現在、他市の状況等も調査しているところございまして、実施に当たりましては、当然要綱等、策定も必要になるということで考えてございまして、こちらについては、なるべく速やかに対応できるよう、鋭意努力してまいりたいと考えているところではございます。

以上でございます。

○副議長（村上緑一君） 3番 湊 祐介議員。

○3番（湊 祐介君）（登壇） 第2回定例会、通告に従い一般質問をいたします。

質問事項はスポーツと地方創生になります。

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、マスク着用の判断は引き続き個人の判断とされていますが、市内商業施設の日常光景の様子、つくも水郷公園の施設など、マスクなしで元気に遊ぶ子供たち、観光施設のにぎわいが戻りつつあると感じております。

スポーツ観戦などでは、声を出して応援でき、本市独立リーグ球団KAMI KAWA・士別サムライブレイズのリーグ戦開幕、士別ふどう球場にたくさんのファンが訪れる光景を目にし、スポーツには人を動かす力があると改めて感じる機会となりました。

議員活動では2年目となり、新人には変わりないと思っております。日々議員活動する上で、士別市民としても、住むまちに何が必要とされるのか、自分の視点だけでなく、高い視座、広い視野、異なる角度から物を見るよう心がけています。観光については、羊の魅力にのめり込み、ブランディングについても何点かお聞きしてきました。改めて、観光の現状を知りたいところであります。

サフォークランド士別を掲げ、サフォーク羊を中心に取組を進めている中、2018年にまちづくり総合計画を策定し6年を迎えておりますが、観光分野における進捗状況など、現時点でどのように認識されておりますでしょうか。

次に、現在ではスマホを利用して、ホームページのみならず、FacebookやツイッターなどSNSで情報収集を行っている人も多いと感じております。士別でも、本年2月からホームページを一新し、見栄えのあるページとなり、今後の情報発信の仕方に創意工夫をしていく必要があるとは考えておりますが、何と云っても重要となるのは、地方のよさをどう伝えていくかが重要と考えております。渡辺市長も日頃より、産業力の強化、とりわけ外貨を取り込む施策を講じてきているとは考えておりますが、観光体験のプログラム化を進めていくことも

そうですが、地方食材も重要と考えております。

パンフレットを作成していく、交通広告を活用していく、イベントを開催していくなどの手法で地域を知っていくためのプロモーションにも力を進めていくのも重要な取組とは感じておりますが、このアフターコロナにおける市の取組として関係課のみならず、役員全ての方が情報共有し、発信していくような仕組みを構築していく時期とも考えておりますが、改めて、今後の市の取組をお伺いいたします。

次に、スポーツ競技者としての視点から考えても、スポーツは地域の魅力を引き出す重要な要素として位置づけることができると考えています。

本市が長年取り組んでいるスポーツ合宿もそうですが、スポーツイベントや競技会の開催は、地方の経済を活性化させる効果があることも考えておりますし、さらには競技会には選手のみならず、応援するために足を運ぶ家族や子供たち、そして観客など多くの参加者が集まります。宿泊施設や飲食店、交通機関など、地域の産業に経済的な恩恵をもたらすものです。何より士別市の市民の皆様にも、地域に根差したスポーツ選手や、活躍をすることで、地域の誇りやアイデンティティが高まるのではないのでしょうか。地域の住民の連帯感や自己肯定感が高まり、地域の愛着が深まることを期待できると考えています。

スポーツイベントや競技会の開催に対する市民の機運醸成や開催による地域産業の経済効果、さらなる参加者を増やす取組や観客、来訪者の増加に向けた市の見解、今後の取組についての考えをお伺いして、この質問を終わります。（降壇）

○副議長（村上緑一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） 湊議員の御質問にお答えします。

初めに、まちづくり総合計画の観光分野における進捗状況についてです。

計画内に示された具体的な施策としては、羊と雲の丘で催される羊の毛刈りショーやシーブドッグショーのほか、めん羊工芸館くるるでの羊毛工芸体験やスノーモビルランドなど、冬の体験もメニュー化し、体験型観光を推進してきました。

イベント形式別に見ると、令和3年度では、体験イベントが12件、観光イベントが6件、出店イベントが3件。4年度は、体験イベントが15件、観光イベントは6件、出店イベントが10件となり、体験型観光の充実は、観光入込客数の増加に寄与しているところです。

次に、士別産羊肉や地元農畜産物による食ブランド構築の取組についてです。

士別産羊肉の活用では、道の駅を運営するまちづくり士別株式会社において、ラムコロッケやラムスライス、オリジナルジンギスカン等の商品が開発され、昨年度はふるさと納税返礼品として58件の利用があったところです。このほか、サフォークランド士別プロジェクトにおいても、ライスバーガーや羊籠包が開発されるなど、本市特産品による食のブランド化や普及拡大が図られています。

次に、広域連携の取組については、士別・和寒・剣淵・幌加内着地型観光推進協議会において、1市3町を巡る観光ルートの形成のほか、スタンプラリーによる各自治体のPRなど、情

報発信にも努めてきたところです。

このほかにも、台湾を中心とする外国人観光客の誘致としては、繁体字のパンフレットの作成や、インターンシップなどの受入れ体制の環境整備を進めています。

新型コロナの世界的流行により、3年に及ぶ観光事業の停滞を余儀なくされましたが、今後も総合計画、さらには士別市観光振興基本計画に基づきながら、より一層関係団体との連携を深め、取組を進めてまいります。

次に、地域のよさを伝える今後の情報発信についてです。

これまで、市広報紙や情報誌などの紙面掲載をはじめ、生活情報アプリしべつ暮らしナビやSNSを活用した情報発信を行ってきました。

SNSについては、令和3年度からこれまでの情報担当課を介さず、直接投稿できる仕組みを整え、各部署、さらには私自身も投稿を行い、よりタイムリーな情報発信に努めました。加えて、ホームページリニューアルに合わせて、各職場にホームページ担当者を配置し、サイト品質の維持向上や情報発信技術のスキルアップなどを図り、見やすく分かりやすいホームページを目指す取組を進めてきたところです。今後においても引き続き、効率的で効果的な情報発信に努めてまいります。

次に、スポーツイベントや競技会の地域との関わりについての御質問がありました。

湊議員お話のとおり、5月7日の北海道フロンティアリーグ、KAMIKAWA・士別サムライブレイズの開幕戦に向けて、球団は開幕戦1,000人プロジェクトを立ち上げ、監督や選手たちとのトークショーや応援ビールパーティーを開催するなど、ファンとの交流を図ったことが報じられていました。また、チラシやポスター、のぼりなども市内各所で見られるようになったほか、SNSでの情報発信もされ、その結果、目標を上回る観客数であったことは、市内へのPR活動や、来場者目線での取組の成果であると捉えています。

この夏、本市では、7月1日のホクレン・ディスタンスチャレンジ士別大会を皮切りに、23日には第36回サフォークランド士別ハーフマラソン大会、27日から29日までクラレ高梨沙羅カップジュニアサマージャンプ朝日大会、全日本スキー連盟A級公認のサマージャンプ大会、サマーコンバインド大会の3連戦。そして8月11日からは、全国高校総体ウエイトリフティング競技が実行委員会等の主催の下で開催されます。これらの大会においても、市民をはじめ、多くの方々に御来場いただくための周知、PRが重要と考えており、観客や応援者の目線での取組も必要との考えの下、この夏の4大会として、一体的な広告、チラシ、ポスターによるPRや、SNSなどによる情報発信によって、多くの方に関心を持っていただける取組を進めているところです。

また、大会出場者を増やす取組として、トップアスリートが集うディスタンスチャレンジ大会では、出場選手の拡大に向け、日本陸連との協議の下、他の大会とは異なる参加標準タイムを設定しました。

さらに、レース前には、小中高校生が参加をする士別陸上競技協会主催の士別ディスタンスの

継続実施のほか、翌日には今後の主要大会での参加標準タイムの突破を目指す選手を対象とした日本陸連公認の士別記録会を新たに開催するなど、士別大会独自の取組も実施することになっています。

ハーフマラソン大会においては、アンバサダーやゲストランナー、ファンランゲストを招いて大会出場者とともに観戦いただく方にもより楽しんでもらえるような大会づくりにも努めてきたところです。一方で、スポーツ大会の参加・観戦においても、食や観光要素などは、訪れる方にとって魅力につながる重要な要素でもあり、併せて本市側にとっては、経済効果の面でも大切であると考えています。

その際には、宿泊を伴うことがより効果的ではありますが、時期によっては宿泊がかなわない場合もあり、その点での工夫や配慮なども必要と捉えています。

新たな視野でスポーツイベント・競技会を実施することによって、トップアスリートが来土し、その姿を間近で見えて応援することなどが、子供たちをはじめ、多くの市民に感動や元気を与えると考えますし、地域経済においても、これまで以上の効果をもたらすことが期待されるとともに、何よりそのことが市民全体のスポーツを通じたまちづくりに対する機運醸成につながると思っています。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（村上緑一君） 12番 大西 陽議員。

○12番（大西 陽君）（登壇） 通告のとおり一般質問を行います。

今月14日だと思いますが、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会の尾身会長が、現在流行の第9波の入り口に入ったのではないかと語り、今後、拡大の可能性に言及したと報道されています。その上で、現時点でコロナ禍による本市の影響や取組状況、併せて今後の対応について伺いたいと思います。

通告した質問事項は、新型コロナウイルス感染症による市内経済及び市民生活に与えた影響と、その対策の実施経過についてであります。

振り返ってみますと、新型コロナウイルス感染症は、2019年12月に中国武漢市で第一例目の感染者が報告をされて、僅か数か月ほどの間にパンデミックと言われる世界的な流行となりました。我が国では、2020年1月15日に最初の感染者が確認された後、同年5月12日までに46都道府県において、1万5,800人余りの感染者と600人を超える方々の死亡が確認をされております。その後も感染拡大が続き、全国的に深刻な状況となり、本市においても、市民の健康と市民生活や経済活動に大きな影響をもたらしました。

この状況から、内閣府では新型コロナウイルス感染症の影響を受けている地域経済や、住民生活を支援し地方創生を図ることを目的として、これまでに、新型コロナウイルス感染症経済対策、国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策、及び物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策などを打ち出し、その対応として、地方公共団体が地域の実情に応じて、きめ細やかに必要な事業を取り組めるため

に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を創設いたしました。

現在、新型コロナウイルス感染症法上の位置づけが2類相当から、本年5月8日に5類感染症に移行されましたが、国は移行後も、感染者数は穏やかであるが増加傾向にあるとして、注視していく考えを示しております。

位置づけが移行されたことによって変更になった主な点は、陽性時の外出自粛は個人の判断が基本とされ、発症後の療養期間は発症の翌日から5日間と定めていますが、これはあくまでも推奨としております。また、治療費には自己負担が生じ、無料検査が終了するなど、5類感染症に移行後は、個人の判断に委ねることが増えたことで対応が難しくなり、結果、精神的・経済的負担が増すことになりました。

そこで、コロナ禍において、市内の業態別、あるいは業種別の業況、いわゆる業績と、市民生活に与えた影響を、現時点でどのように捉えられているのか。また、国の地方創生臨時交付金及び本市単独による直近の業種別の交付総額及び市民生活などに対する支援総額と、それぞれの内容、併せてその効果について伺います。

次に、新型コロナウイルス感染症が収めて束ねると書いて、一定の状態に落ち着かせる意味の収束をした後、本格的なアフターコロナに向けて、市内事業者及び市民生活それぞれがコロナ禍以前の状態に戻すために、現状の調査等により、その実態を把握した上で必要とする効果的な支援や対応についての基本的な考え方を伺って、この質問をひとまず終わります。（降壇）

○副議長（村上緑一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） 大西議員の御質問にお答えいたします。

初めに、コロナ禍における市内の業種別の業況と市民生活に与えた影響についてです。

新型コロナの世界的な広がり以降、国内においては、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出され、外出抑制や行動制限、新しい生活様式の徹底、営業活動の自粛など多くの取組が行われました。これらにより感染拡大防止と経済活動との両立は困難を極め、国は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を地方自治体に交付し、地域事情に沿った生活者及び事業者支援を行えるよう、対策を講じたところです。

そこでコロナ禍における業種別の現況についてですが、市内のあらゆる業種において、行動制限による都道府県をまたぐ移動が制限され、人流の減少や感染防止対策費の増加等を要因として、全ての業種で業績に大きな影響を及ぼしました。特に宿泊業や飲食業、交通事業者などが大きく影響を受けたほか、需要の減少により、小売業、運送業、製造業、農林水産業などに影響が広がるという悪循環に陥り、市内の経済活動は落ち込んだところです。

市民生活においては、外出抑制及び行動制限から生じるストレスや、心身の機能低下による健康状態の悪化をはじめ、病院や健康診断の受診控えによる影響が全国的にも大きな問題となりました。本市においても、がん検診受診率がコロナ禍で落ち込み、令和4年度には回復傾向になったものの、いまだコロナ禍前の受診率には戻っていない状況にあります。また3年度の

高齢者実態調査では、外出自粛や機会がないことから閉じ籠もりがちになり、孤独や不安を感じていた方もおられたところです。

次に、国の地方創生臨時交付金及び本市単独による直近の業種別交付額、市民生活に対する支援額とその内容、その効果についてです。

本市では、地方創生臨時交付金及び一般財源を活用し、新型コロナの感染症対策や影響を受けた各業種への応援金など、対策を講じてきました。また昨年度からは、本交付金の活用目的に原油価格高騰対策が追加され、各種事業を実施しました。

2年度から4年度までの業種別支援額及びその内容については、第一次産業では、農業者に肥料や燃料などの物価高騰に対する応援金などで7,720万円、畜産業にサフォークラムのブランディング事業として2,500万円、林業に物価高騰対策への支援などで280万円、計1億500万円を交付しました。

第二次産業では、建設業に感染対策やエネルギー価格の高騰への支援で1,060万円、製造業等に事業継続応援金や新たなものづくり応援金など2,240万円で、計3,300万円を交付しました。

第三次産業では、主に事業継続やコロナ感染対策を目的に応援金を交付しており、飲食業に8,400万円、介護施設や障害者施設などに7,700万円、公共施設及び運輸業に6,200万円、ホテルや旅館業の宿泊業に2,800万円、小売業に2,700万円など、計3億4,940万円を交付し、そのときの状況に応じた支援策を実施してきたところで、事業者向けの交付総額は約4億8,740万円となります。

事業者向けに交付した事業の効果についてですが、各事業の実施に当たっては、事業者への聞き取りなど実態調査を行うとともに、関係団体からの要望等を踏まえ、国・道の支援メニューに基づき事業を組み立てており、限られた財源の中で効果的な支援ができたと考えています。

さらに新型コロナによる影響に加え、物価高騰が事業者にもたらした影響は非常に大きく、国の臨時交付金と本市の一般財源では、十分に対策を講じることができていないこともあり、さらなる国の支援が必要であると考えています。

市民生活の支援内容としては、新型コロナへの影響の負担軽減として、プレミアム商品券や燃料応援券などの発行、光ファイバー整備等の感染防止対策のほか、妊産婦や高齢者、障害をお持ちの方などへの商品券の発行など、総額で18億8,250万円の支援を行っています。

その他、学校や保育所などの公共施設の感染症対策や、合宿・観光で本市を訪れた方への支援、教育現場の環境整備などに4億760万円を交付しており、4年度末における交付総額は27億7,750万円となっています。

また、1人当たり10万円の特別定額給付金や、低所得者世帯への給付金など、国の制度に基づく支援策についても併せて実施をしています。

市民生活への事業に対する効果についてですが、低所得者層及び子育て世代を対象に、国による支援が行われる中、本市独自の取組として、国の支援事業への上乘せや、水道料への支援、燃料券など、全世帯を対象とした事業に取り組むことで、一定程度の市民生活の負担軽減が図

られたと考えています。

最後に、必要とする効果的な支援や対応についての基本的な考え方についてです。

全国的には、今回の新型コロナの発生を契機として、生活や仕事の在り方などの行動変容もあると認識をしていますが、本市においては、様々な場面での飲食機会や各種イベントについても徐々に戻りつつあり、ウィズコロナ・アフターコロナを意識しながら、活気あるまちに戻る取組を進めています。

一方、昨年度から顕著となっている国際情勢等を起因とする原油物価価格の高騰は、いまだ市民生活をはじめ、各事業所においても大きな影響を及ぼしています。このことから、北海道市長会や上川地方総合開発期成会などを通じて、市民生活や各事業者への支援策の充実について国等に要請活動を行ってきたところです。

今後においても、国の動向や新型コロナの状況、市内の業況をしっかりと注視するとともに、引き続き国に対し、地方創生臨時交付金などによるさらなる支援など、安全・安心な市民生活と地方経済回復に向け要請するとともに、市としても必要な対策を可能な限り講じてまいります。

今年に入り新型コロナが一定の収束を迎えた中、国はマスク着用を個人の判断に委ねたことや、5類感染症に移行したことで、急速にコロナ禍前の人流に戻りつつありますので、市民の笑顔と事業所各位の繁栄、さらには、まちの活気がいち早く取り戻せるよう取組を進めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。 （降壇）

○副議長（村上緑一君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） 今の総額27億7,000万円余りということですが、この金額で、例えば影響額に対する充足率というのか、カバー率、何%ぐらいになるのでしょうか。

それから、市長がただいま申し上げました答弁にありましたけれども、活気あるまちを戻すために取組を進めていくと。例えば具体的にどういう取組があるのか。この2点、お伺いしたいと思います。

○副議長（村上緑一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君） ただいま大西議員から2つの再質問をいただきました。

まず1つ目の士別市内における影響額及びそれに対する充当率ということですが、全ての業種に対する影響額というのは、今回全て調査し切れておりませんし、これ全て調査することとはちょっと困難と想っているところでありまして、これをちょっと具体的な充当率という形でお出しすることはちょっと今難しいのかなと考えています。

それから、活気あるまちづくりにつつましてです。

今回、私答弁させていただいたのは、先ほどの答弁の中でもお話させていただきました、人流が非常に増えているということでありまして、この人流をいかに生かして、例えば観光であったり、これまであった地域のイベントあるいは催物等々そうですけれども、こういったもの

に対して、コロナ禍が完全に終わるほうの終息になっていませんので、それに対する支援等もしながら、基本的には人流をとぎらないような活動をしていきたいと考えているという意味の活気あるまちづくりという形で答弁をさせていただきました。

以上です。

○副議長（村上緑一君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） 充当率がかめれないというのはちょっと納得いかないんですね。交付金を申請する場合、被害額って影響額、当然概算でも出すんだと思うんです。だからきっちり正確には言いませんので、これぜひ参考までに、後でいいですから出していただきたいと思うんですが。

それから活気を戻す具体的な取組というのは、例えば飲食業であれば、いろいろと冷え込んでいるとして、いろんな投資で一定程度、交付金等でカバーをしたという話は聞いていますけれども、まだ元の状態には戻っていない。だから、例えば何か支援する手だてがないものかどうか。その辺はよく考えて、ぜひ取り組んでほしいなど。意識だけではどうしようもなくて、具体的な取組について考えるべきだと私は思いますが、この点について、今答えなければ後でも結構ですけれども、考え方を聞かせてください。

○副議長（村上緑一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君） まず1つ目の影響額についてでありますけれども、これちょっと一回持ち帰らせていただいて、恐らく大西議員の今のお話のとおり、ちょっと精密なものは出せないだろうと思っておりますので、どのような形で提出できるか、協議をさせていただきたいと思っております。

また、活気あるまちづくりについて、具体的なその支援策は今考えているのかということでもあります。現段階で、今の現状で言いますと、回復の兆しが見えているところでもありますので、現段階では考えていないのが現状でありますけれども、今後大西議員からお話があったとおり、第9波拡大の可能性もありますので、そのときの状況を見極めながら、支援策等々を考えていきたいと考えておりますし、市が何もやらないとか、精神論でといったことを考えておりませんので、あくまでも状況を判断する中で、新たな事業を必要な場合にはしっかりと手だてをしていくと、そういう考えであります。

以上です。

○副議長（村上緑一君） 大西議員。

○12番（大西 陽君）（登壇） 次に、士別市日向森林公園に対する将来像と日向思い出の森との関係についてであります。

日向森林公園は、多寄町の天塩川西岸に全国的に有名な富山県の散居村を思い起こさせるような田園と山並みのバランスが美しい農村景観が眼下に広がり、日向温泉や日向スキー場に隣接した場所に、昭和55年6月に開園されて、キャンプ場を含め多くの市民をはじめ、市外から多くの方々が訪れております。

昭和63年10月には、公園内に62基の句碑が初めて建てられてから、現在までに市内内外の方々による作品の句碑と歌碑が115基立てられており、そのエリアを日向思い出の森と名づけられ、親しまれております。

春は桜が咲き誇り、夏はたくさんの緑に囲まれ、秋には赤や黄色に色を変える木々の葉を見て楽しめるなど、季節によって様々な変化を感じられる林間で小鳥のさえずりを聞きながら、心行くまで森林浴を楽しむことができ、公園内の思い出の森では、句碑と歌碑を見ながら散策できることから、土別の文学散歩として新しい名所となっていると、土別市史の中で紹介をされております。

また、日向森林公園条例の第1条に、市民が自然に親しみ、健康で快適な生活を営むための公園を設置をしていることから、本市としても重要な位置づけとなっていることがうかがえます。

日向森林公園と日向思い出の森が所在する日向地区は、明治33年、1900年に国から払下げを受け、先人のたゆまない努力により、日向農場を造り、長い歴史を刻んで、現在に至っております。

本市は、多くの豊かな自然に恵まれており、その潜在的な可能性と魅力を掘り起こして、その価値を高めるための取組が、ぜひ必要であります。

日向森林公園と日向思い出の森は、本市の大切な財産として、また貴重な観光資源として、これを守りながら育てて、次の世代に引き継ぐ責任と役割が私たちにあります。もちろん、市長はその先頭に立っていることは言うまでもありません。

そこで、本市として日向森林公園をどのように位置づけているのか。また、今後どうあるべきなのか。本市が描いている将来像について、改めて思いや考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

次に、公園の日常的な管理はどのように行われているのか。その内容と、開園後40年以上が経過しており、中には、経年劣化などにより再整備等が必要などころがあると思っておりますが、そのことについての考え方を併せて伺います。

最後ですが、日向森林公園と思い出の森との関係については、目的や役割、設置をした経過などは若干異なるところもあるものの、同一の敷地内にあることと、市民が散策をする楽しみは共通していることを考えると、現在、思い出の森の管理を担っておられる思い出の森親交会の考え方を尊重することは、もちろんのことですが、相乗効果も期待できることから、将来的には一体的な管理運営が望ましいと思っておりますが、このことについて改めて本市の考え方を伺います。

ぜひ、将来に希望と期待が持てる前向きな考え方をお願いして、この質問を終わります。

(降壇)

○副議長（村上緑一君） 鴻野経済部長。

○経済部長（鴻野弘志君）（登壇） 大西議員の御質問にお答えします。

最初に、本市は日向森林公園をどのように位置づけているのか。また、今後どうあるべきなのか、本市が描いている将来像についてです。

日向森林公園は、市民が自然に親しみ健康で快適な生活を営むことを目的に、昭和55年に設置しています。議員お話のとおり、本公園は日向温泉や日向スキー場と隣接し、また自然豊かで、特に春の桜は温泉からの眺めが絶景であるとも言われており、温泉との相乗効果もあることや、地域からも親しまれている公園であると位置づけているところでもあります。

このようなことから、今後のあるべき将来像としては、地域資源として市民が自然に親しむことができるよう豊かな自然環境や景観に配慮し、日向温泉と一体となった姿を描いているところです。

次に、日向森林公園の日常的な管理についてです。

令和2年度までは、キャンプ場やバンガローの受付業務等もあり、日向温泉の指定管理者により管理を行っていました。現在は、融雪後の倒木処理や枝払い、また旧キャンプ場側の草刈りは本市職員が行い、思い出の森側の草刈りについては、思い出の森親交会への委託により実施しています。

次に、日向森林公園の再整備についてです。

公園内にあるバンガローの利用客数の減少や、老朽化によりキャンプ場機能を令和3年度末をもって廃止しましたが、老朽化した施設はそのままとなっていることから、今後は計画的に整理をしてまいります。

再整備については、過去のキャンプ等の利用客数やこれまでの公園の利用実態を考慮すると、現状においては、新たな施設を整備をするのではなく、これまで同様、草刈り等により、景観の維持に努めたいと考えています。

次に、日向思い出の森との関係についてです。

日向思い出の森は、昭和63年から地元団体により句碑や歌碑及び詩碑の建立が始まり、現在までに100を超える句碑等が建立されています。最初の建立時から、地域の文化を次の世代に残したいという思いが現代にも引き継がれているものと考えますが、句碑等の管理については、これまで同様、思い出の森親交会で実施していただき、将来的な公園の在り方や考え方について、地域の意見も伺いながら、適切な維持管理に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（村上緑一君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） それでは、何点か管理あるいは整備に関連して、確認も含めて、あるいは提案も含めて、お聞きしたいと思います。

ただいま答弁にあったように、バンガローは利用中止をしていますから、ただ、今言ったようにそのままバンガローが残っております。これは計画的にという言い方ですけれども、これ早急に安全性も含めて、これ撤去すべきだなと思います。

それから、入り口にあるのは管理棟なんですね。管理棟だと思うんですが、相当老朽化して

います。使うのであれば、ある程度整備をしなければいけないけれども、もし今後使用はしないということであれば、何らかの撤去も含めて、考えるべきだと思います。

それから、適正な管理をしていると思うんですが、公園の中にあずまやが何棟ありました。これは降雪によることかなと思うんですが、今撤去されていますけれども、公園内ですから、当然散策するような休憩場等々が必要で、あずまやぜひ必要ですから、このことについては、何らかの形であずまやを設置することを考えるべきだと思います。

それから、遊歩道についても相当痛んでいますから、これについても、もし万が一、けが等があったら困りますから、これもしっかり整備をして、歩きやすいような、そんな遊歩道にすべきだなと思います。

それから、もう一点は看板ですけれども、景観に配慮した看板は必要かなと、見やすい看板。これについても検討すべきだと思います。

それから最後ですけれども、思い出の森の親交会の皆さんについては、年々、お年は重ねていきますから、これずっと管理ができると思わないので、市として、親交会の皆さんと向き合って、将来的にどうするのか。これは早急に結論出ることではありませんので、早めに親交会の意向も尊重しながら、検討すべきだと思います。

この点について、答弁を求めたいと思います。

○副議長（村上緑一君） 鴻野部長。

○経済部長（鴻野弘志君） 再質問にお答えいたします。

まず施設関係、御指摘ありましたバンガロー、あるいは管理棟、これは私どもも見て相当な老朽化の施設だということ。ただ、これらの撤去に関しましては、御案内のように現在、財政健全化実行計画期間の中でもありますので、ここは諸般の事情を考慮しながら、我々としてはできるだけ早期にという思いではありますけれども、順次進めてまいりたいと考えているところです。

また、あずまやに関しまして、何らかの形で座れるところというお話でもございます。この辺りに関しても、また新たな施設整備ということになりますので、少し慎重な議論が必要かなというところで考えているところです。

一方、遊歩道に関しまして、先ほど答弁でも申し上げましたが、冬、雪解けにおいては、私ども職員が、直接作業等もしているところでございます。今般も私自身も遊歩道を少し見て、やはり大分がたついているなという思いもしてはいるところでございます。これらについても、何らかの形で、危険ではないような状態に保っていきたいということで考えているところでございます。

それから、最後に親交会との関係でござりますが、答弁でも申し上げたとおり、当初、親交会、当時は多寄俳句教室というところでもございましたけれども、当初は句碑については自分たちでということでもございました。しかしながら、今議員おっしゃるように、会員の皆様高齢化ということもございます。基本的な考え方としては、私どもも答弁申し上げたとおりでござ

いますが、もちろん団体の皆様でありますから、これは話し合いを進めながら、何とか解決できればと考えているところです。

それから、看板についてであります。見やすい看板の取替えということで、これも先ほど来申し上げましたように、全体的な施設整備の考え方の中で、検討してまいりたいと考えているところです。

以上です。

○副議長（村上緑一君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） 今、質問した要望等も含めて、検討するという項目が非常に多いんですけども、これは早急に検討すべきだと思いますし、特に思い出の森については御承知のとおり、本市の全員ではないですけども、歴代の市長さんも、句碑・歌碑あるいは入り口に立てられております。これは財産としてしっかり守っていくというのが市の役割だと思いますから、そういう意味で親交会と、今のところ親交会で草刈り等あるいは句碑の手入れやっておられるようですけども、これ永遠というわけにいかないんで、この辺も先ほど言ったように、前向きに取り組んでほしいということを申し上げて、この質問を終わります。

○副議長（村上緑一君） まだ一般質問が続いておりますが、ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時49分休憩）

（午後 1時30分再開）

○副議長（村上緑一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

2番 石川陽介議員。

○2番（石川陽介君）（登壇） 第2回定例会、通告に従いまして、一般質問をいたします。

渡辺市長が、就任前から今までも繰り返し主張をされております、経済の重要性につきまして、外部に頼らずに自分たちの足で立てる地域経済を目指すためにも、激しく同意するところでございます。

今回、この中で、経済循環分析と事業承継に対する取組につきまして、4点伺いいたします。

1つ目に、経済循環分析が何のために、どのように使い、これからどうしていくのか。

2つ目に、事業承継の重要性、重要度をどう捉えているか。

3つ目に、平成29年11月末から30年1月末に行った事業承継に関するアンケート調査より5年経過しているため、直近の状況把握を行うのはいかがか。

4つ目に、状況把握を行った後に、譲る側と譲り受ける側のマッチングを推し進めるために、事業承継を希望している事業者があれば、表出していく必要があると考えますが、いかがでし

ようか、の4点です。

さて、議員活動が始まって1年。農業、商工業をはじめ、様々な事業者から跡継ぎがないというつらいお声を聞く場面がございます。また本年、令和5年3月に士別商工会議所より、中小企業景況調査報告書が作成されました。150事業所にアンケートを配付し、回答が61事業所です。報告書内に今後の経営方針という設問があり、その中に廃業を考えているという選択肢があり、回答者の8.2%である5事業者が選んでいるという結果もございます。

このまま廃業をしていってしまうと、その分の経済波及効果もなくなり、市内経済がしぼんでいっていく一方となってしまいます。さらに、市民からは飲食店をはじめ、様々なサービス・商品を受ける場所が少なくなってきたり、行きたい場所がないなどの話も耳にします。

人口減少に伴い、まちのにぎわいなどが危ぶまれる中、市民が安心して暮らしていくためにも、これから市民となる人たちが安心して移住を考えるためにも、やはり仕事、お金を稼ぐということが不可欠かと考えます。また、現在住んでいる市民からすると、一定の商品・サービスがなくては、暮らしの安心・安全は守りにくいと考えます。

重ねてになりますが、事業者やその予定者が稼ぎ暮らしていくためにも、また住民の暮らしに関わる商品・サービスを守るためにも、事業承継が重要になってくると考えます。

事業承継には譲る側・譲られる側、暮らしている市民に様々な利点があります。譲る側は、お客様に迷惑をかけられない、思い出のある店をなくしたくないなどの思いを大切にすることができますし、譲られる側としては、譲る側の思いを大切にしながら、スムーズに事業を始められる利点があります。また、市民としては安心・安全に暮らしをするための商品・サービスの維持が可能となります。逆に言いますと、事業をされている方のサービスがなくなっていってしまうと、市民のQOL、生活の質が下がってしまうおそれが非常に強くあります。

今回は、その状況、危機を打破、好転できる可能性のある事業承継につきまして、質問をさせていただきます。

さきの6月1日、経済循環分析が発表されました。ホームページにも報告書が掲載されているかと思えます。昨日、西川議員からも質問がありましたが、改めまして質問いたします。市内の経済活動、事業者、事業予定者、事業承継などに大きく関わってくるかと考えますので、お聞きいたします。

まず、この経済循環分析が何のために、どのように使い、これからどうしていくのかをお聞かせください。

現在、事業承継に関わる士別市の支援策の中で、中小企業振興条例の中に、事業承継支援資金があるのは、検討されている方々には心強いかと思えます。ただ、その手前で、そもそも事業承継を検討されている事業者がいるのか、既に関係機関に相談されている事業者がいるのか、それらの情報を、事業承継を検討している人たちが目にすることができる状態なのかの整理・整備が必要かと考えます。様々な危機が訪れる中、状況を打破、好転させるためにも、まずは状況把握、状況の整理・整備、そしてその上で、課題・問題に対するアプローチをしていくと

いった流れが必要かと考えます。

以上のことから、事業承継に関して3点お尋ねいたします。

事業承継の重要性、重要度をどう捉えているか。

平成29年11月末から30年1月末に行った事業承継に関するアンケート調査より5年経過しているため、直近の状況把握を行うのはいかがか。また、状況把握を行った後に、譲る側と譲り受ける側のマッチングを推し進めるために、事業承継を希望している事業者があれば、表出をしていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

以上4点、よろしくお願ひいたします。（降壇）

○副議長（村上緑一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） 石川議員の御質問にお答えいたします。

本市の成長戦略は、ゼロカーボンと地域経済循環分析により、地域経済の好循環と持続可能な地域の実現の両立を推進しつつ、地域経済の活性化を図ることです。このことから、市内の産業構造や経済に関する情報の整理と分析を行い、今後の施策を検討する際の基礎とするため、地域経済循環分析を実施しました。

詳細については、昨日の西川議員へも答弁したところですが、分析の活用については、次年度に向けた予算編成方針の中で、経済好循環の視点を盛り込んでいくとともに、次期まちづくり総合計画や関連する個別計画策定の際の基礎資料として生かしていく考えです。

次に、事業承継の重要性についてです。

議員お話のように、円滑な事業承継がなければ、当事者はもとより、市内における事業活動の停滞、ひいては市民生活にも徐々に影響を及ぼすものと捉えています。

そこで、本市は平成28年に士別商工会議所、朝日商工会、市内金融機関とともに、士別市中小・小規模事業者承継検討委員会を立ち上げ、市内経営者の円滑な事業の承継に向け、官民一体となった支援や相談体制の確立を図ったところでは。

また29年度には、市内に営業所の本拠を置く664事業所を対象に、事業承継に関するアンケート調査を実施しました。調査内容は、経営者の年齢や今後の事業承継への考え、さらには廃業しようとしている理由など、事業所の方々の状況や考えなどについて調査をしたものです。

加えて30年度には、廃業を検討している、もしくは明確に決まっていななどと回答した事業所を対象に、個別に聞き取りを行い、状況確認に努めました。

これらのアンケート結果や個別確認を踏まえ、検討委員会では、令和2年度に身近な事業承継、今からできる事業承継対策をテーマにセミナーを開催しました。

また、同年4月には北海道信用保証協会による事業承継に関する支援メニューを利用し、資金を準備する際の信用保証料の助成を行う事業承継支援資金の創設をはじめ、店舗改修に対して助成をする商店街活性化事業と、新規開業や新分野事業を展開した場合の助成である新規開業等助成支援事業を重複して活用できるようにするなど、アンケート結果の分析を踏まえた見直しを行ってきたところでは。

このほか、今年度も新商品開発事業について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施した新たなチャレンジ応援金事業の視点を盛り込み、事業者が新商品開発や新たなサービス提供など、これまでと違った取組を行う際に活用できる新規チャレンジ支援事業へ改正を行いました。

さらに、新規開業支援事業については、女性や40歳未満の人が新規開業する場合に助成率を高めるなど、次世代を担う若者らに有利となるよう、中小企業振興条例の見直しを図りました。

このようなことから事業承継を取り巻く直近の状況把握については、士別市商工業振興審議会や検討委員会による審議経過などを踏まえ、セミナーの開催や制度改正などの対応も進めていることから、現段階ではアンケートなどの実施は考えていないところです。

次に、事業者承継希望者の表出についてです。

検討委員会では、構成する各機関に相談窓口を設置しており、年に数件の相談が寄せられているところですが、財産の売買など個別具体的なこととなるため、譲る側と譲られる側の様々な事情があり、簡単には事業承継が行われにくい状況です。今後も検討委員会で情報交換を行い、本市の直近の情報把握に努めるとともに、議員からお話のあった承継の表出も含め、事業承継を望まれる方々のニーズに沿った対応などについて協議を進めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（村上緑一君） 石川議員。

○2番（石川陽介君） 3点再質問がございます。

まず1点目が、経済循環分析についてなんですが、先ほど分析結果の活用について、次年度への予算編成へ生かすというお話があった後、経済好循環の視点を盛り込むというお話があったかと思いますが、ちょっと私、ちょっとイメージが湧き切っていないので、ちょっと質問になるかどうかもあるんですけども。

何か経済循環分析というデータというか、そういったものを市が使っていくのももちろんそうだと思うんですけども、基本的には市内の事業者ですとか、そういった方々が、何と云うんでしょう、チャンスとか、そこに行けばもしかしたらこれからも事業継続できる可能性があるとか、その新規事業として事業転換するとかというもののために使われるものなのかなとも思っていたんですが、その辺りは、表現の仕方というか、伝え方みたいな部分で言うと、もちろん市の行政のこれからのこと、何と云うんでしょう、行政が使うこともそうだと思うんですが、市内の事業者、またはその市民の行動変容なんかもお話では上がっていたと思うんですけども、こういった方々への促しのために使われるものなのか。ちょっとその辺りのお考えを、改めてお聞きしたいのが1点と、もう2点が、事業承継につきまして、基本的に今はセミナーですとか、制度設計という部分が非常になされてきたということをお聞きしまして、恐らく、もうそういった制度は十分に検討されてつくられてきたかと思うんですけども、今、恐らくこの現状で、足りていないというか、これからここを補っていけばさらによくなっていくぞという部分で言いますと、やはり譲る側と譲り受ける側のマッチングの部分になされるとい

うところが一番、ここが今、ウィークポイントでもあり、ここがチャンスでもあるのかなど私は思っているんですけども、そのためにアンケート、アンケートも5年前に取ってあるのでそれで十分とするのかはちょっとあれなんですけれども、でも、5年もたった今なので、逆に言ったら、私の考えとしましてはアンケート、もしくは何らかの状況把握を行って、実際の市の状況、市内の事業者の状況に合わせてマッチングのための、先ほどの表出というところにも結びつきますが、表出を行っていく必要があるのかなど、私は思っていますが、その辺りももう一度お考えをお聞かせいただければと思います。

そして、表出につきましては、現状でも、北海道事業承継・引継ぎ支援センターという商工会議所なども恐らく関わりがあるかと思うんですけども、そういったプラットフォームもありますので、もちろん市内の方で事業承継されていくというのも大事だとは思いますが、市外の方が事業承継で市内に転入されたりとかということも非常に重要になってくるかと思うので、そういったプラットフォームもお使いになるのがどうかというところで3点、再質問させていただきます。

○副議長（村上緑一君） 鴻野経済部長。

○経済部長（鴻野弘志君） お答えいたします。

今、3点お伺いあったかと思えます。私のほうから、後半2つについて答弁申し上げます。

まず、承継に関してのセミナーあるいは制度設計についてということで、これ答弁でも申し上げましたが、商工業振興審議会、ここによって、数年、3、4年に一度ぐらいのペースで条例等の内容の見直しも行いまして、今回もそういったことで改めた部分で進めてきているということでございます。

アンケートにつきましても、5年前、平成29年に実施をして、それを受けて、また30年には、これ答弁で申し上げましたとおり、改めて追跡的な調査ということもしてございますし、それらを受けて今般のようなこの条例改正にも結びついているということでもございますから、例えば今、このすぐということでは現段階では考えていないということの答弁でありますけれども、これは、そういった意味で、少しスパンを置きながらということですから、アンケートについてもこの後もそれはもちろん検討していくべきものと考えているところです。

それから、承継者の表出についてということでございます。

これらにつきましては、答弁申し上げたとおり、なかなかナイーブな問題もはらんでいるということでもあります。そういった意味で、申し上げました士別市中小・小規模事業者承継検討委員会、ここで表出のことも含めて検討していきたいということでございますので、御理解をお願いできればということでございます。

以上です。

○副議長（村上緑一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君） 私からは、ただいまの地域経済循環分析の分析結果の活用についての再質問について、御答弁いたします。

ただいま石川議員のほうから、御提言、御提案として、行政だけが使うのではなくて、事業所もしくは市民の方が使えないのかというお話がございました。

循環分析につきましては、昨日西川議員の御質問にもお答えいたしました。まずは我々行政として産業構造の把握、それから産業波及シミュレーション、今年、令和5年度やりますが、それをやることによって、我々行政として、市全体としての経済効果として、どのような事業が立案できるかということの今後の基礎資料にするという御答弁をさせていただきました。

それから、併せて市民に対しては、いわゆるお金の使い方についての行動変容という部分で、それを理解してもらえるような、そういう資料の作成もしていきたいということでお話ししたところであります。

では、市内事業所についてはどうなんだということになるかと思いますが、今回基本的に土別市内全体をマクロという言い方をするとすれば、マクロ的な分析結果になると想定をしているところです。ですので、例えばそれに関わる産業の1事業者の方が、どのような自分がこれからビジネスにつなげられるかなというのは、あくまでも事業所の判断になろうかとは思いますが、あくまでもそれは、ビジネスサイトとして活用していただくのであれば、今回我々が、これからも進めます地域経済循環分析の結果については、活用していただけるものと考えているところであります。より分かりやすいような、今年もちょっとなかなか分かりづらいという御指摘もいただきましたので、分かりやすい資料の作成もしっかりしながら、全ての市民の方も含めて、活用できるようなものにしていきたいと考えているところです。

以上です。

○副議長（村上緑一君） 石川議員。

○2番（石川陽介君） 2点もう一度、再質問というか、確認になるんですけども。

アンケートのお話で1個ありまして、それが制度設計とかセミナーのためのアンケートというよりは、先ほどもちょっと申し上げたんですけども、そのマッチングを、これから恐らく一番これから大事になっていくのは、もう制度は設計されているので、マッチングが重要になってくるかなと思うんですけども、そのために、もう5年たっているのに、恐らくもう既に廃業されている事業者もいらっしゃると思いますし、その辺りの現状把握、もうできているということであれば、それはそれでいいんですけども、その辺りもちょっと含めて、一番リアルな数字というところのアンケート調査はいかがということでの質問でございました。

そして、もう1個が経済循環分析のところですが、詳しくありがとうございました。

事業者サイドの話でいいますと、非常に分かりやすく、今でも見ると、こういうところがポイントになっているんだとかってのも分かるんですけども、さらに分かりやすくしていただけるということで、恐らく非常に使いやすいもので、より事業者がそれを使って次の事業を考えるとか転換するとかということの中で、活用されていくのかなと思っております。

一方、市民の部分でいいますと、何かごめんなさいちょっと話があれかもしれないですけども、下川町では経済循環分析産業連関表とかをつくったのが、まず2012年で、その後、今、

ホームページなんかでは下川の2030年における下川町のありたい姿なんていう、町としてのありたい姿というものが出ているので、恐らくこういったものが最終的には今回の経済循環分析をした上で、もちろんステップは何個かはあるとは思いますが、恐らくこういったものが可視化できて、市民も、もちろん事業者も、行政も、全員がこういう方向で向かっていくんだという軸をつくっていくということなのかなと、お聞きして考えておりました。

というところで、質問にならないですね。いいですか。ちょっと、ではマッチングの部分については特にお願いしたいと思います。

○副議長（村上緑一君） 鴻野部長。

○経済部長（鴻野弘志君） お答えいたします。

アンケートに付随しての、そこからのマッチングの結果ということですが、これ答弁申し上げましたように、アンケートの後に平成30年に、事業承継に関する、いわゆるその部分を抱えている事業者には個別で聞き取りを行いました。その結果なんですが、もし第三者との引継ぎのマッチングがあった場合、参加希望するかという設問に関して、希望するが45%、希望しないが53%と、こういうような状況もございます。我々こういったこと、その後、店舗の活用も財産の活用とかも少し聞き取りをしております。恐らくはこういったところがやはりネックになって、なかなか先ほど申し上げた継承者希望者の表出も含めて、やはりなかなか一筋縄ではいかないといえますか、よかれと思ってということもなかなか理解がどうなのかと、こういったこともあるかということですので、繰り返しになりますが、先ほど申した検討委員会等で、内容十分精査していきながらという考えでございます。

以上です。

○副議長（村上緑一君） 5番 加納由美子議員。

○5番（加納由美子君）（登壇） 通告に従いまして、質問いたします。

昨日、中山議員が災害対策についての質問をされました。テーマは同じですが、視点が違いますので、そのまま質問させていただきます。

災害時の避難共助計画について。

東日本大震災は2011年、南富良野町の水害は2016年です。全道的に多大な影響を受けた胆振東部地震後のブラックアウトは5年前です。災害が少ないと言われていた士別市においても、ブラックアウトを経験した後、災害時避難について、行動計画や住民への周知が活発に行われつつあったと思われまます。

しかし、突然のコロナ禍となり、その後、自粛生活が約3年続きました。会議を開く、人が集まり研修を行う、情報交換や共有する場もなくなり、各家庭を訪問し、状況の確認もままならないであったことは、想像に難しくありません。

そこで、士別市における災害時の避難共助計画について伺います。

平成25年に災害対策基本法の改正を受け、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務化さ

れ、当市においても作成されていると思いますが、その内容について伺います。

名簿の活用のほか、どのような情報が作成されているのか。高齢者や障害のある方が主になると考えますが、対象者やその人数、市街地区や出張所、朝日地区の内訳をお知らせください。

また、現在の名簿の活用状況は、どのようになっているのでしょうか。名簿を基本に、その人に合った個別の避難計画が早急に必要だと考えます。支援できると考えていても、いざというときに自分が罹災する、体調や仕事の都合で支援に回れない場合のサポート体制についての議論が必要です。

名簿づくりは、個人情報や自身の生活状況を知られたくない等、デリケートな部分があります。日頃から交流のある人になれば話すことができるのだが、と考える人もいます。

体の状態は日々変化するものです。障害のある方や認知症の方は、慎重に進める必要があると思います。支援の必要な方、それぞれの事情に合った個別の避難計画の策定が急がれますが、本市の取組状況はどのようになっていますか。

今年も、台風が日本に上陸し、ゲリラ豪雨や地震、停電はいつどこで起きても不思議ではない昨今です。災害時には正常バイアスや同調バイアスが働き、過去の経験から、まだ大丈夫と思いつ込むという心理が働くそうです。移動せずに自宅で様子を見ている間に手後れとなり、被害に遭うケースが多いのは、その心理状態が影響します。

また、被害に遭う方は65歳以上の高齢者が多いという統計が出ています。日本全体が超高齢化社会となっており、被害者となる人の高齢化率が高いのは、致し方ないという考えもあろうかとは思いますが。強制的な避難指示以外は、自宅にとどまるか、避難するかの判断は、本人が行うというのが基本でしょう。自治会に入っている人は、情報が比較的得やすいのではと考えますが、未加入であり支援が必要でないかと想像される障害をお持ちの方への接触方法は、慎重になると考えられます。

説明時に見て分かる、見えなくても分かる、軽い認知症を疑われる方や、難しい言葉や早口で説明され、はい、分かりましたと答えても、本当に伝わったかどうかに対する確認や、その後のお付き合いが重要になると考えます。

大切なのは、つくった後の定期的な見直しや、意見を聞く場を設け、双方への情報提供などの継続性が重要視されると考えますが、継続的な取組についての見解を伺い、質問を終わります。（降壇）

○副議長（村上緑一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） 加納議員の御質問にお答えします。

初めに、避難行動要支援者名簿作成についてです。

平成25年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者名簿の作成が義務化されました。この改正を受け、庁内関係部担当職員による災害時避難行動要支援者名簿作成検討会議を設置して、要支援者に該当する要件や運用体制などを協議し、作成に当たって必要な規則を制定した後に、名簿の作成に至ったところです。名簿に記載されている情報については、氏名、住所、

生年月日、電話番号などのほか、支援が必要な理由や緊急連絡先となっています。名簿は、正確かつ最新の内容となるよう管理をしていることから、登録者が死亡や転出、施設入所等により非該当となった際には、名簿から削除するなど随時更新をしています。

令和5年4月末現在では143人が名簿に登録されており、その内訳は市街地区112人、多寄地区4人、上士別地区9人、温根別地区1人、朝日地区17人となっています。

名簿の活用については、災害時の避難行動支援のほか、平常時の見守りなどに活用されており、自治会や社会福祉協議会、消防、警察、民生委員・児童委員及び自主防災組織に提供し、災害等に備えて情報共有をしています。

次に、要支援者に対する個別避難計画の策定についてです。

本市では、個別避難計画策定に向けて、令和元年7月に消防や警察、自治会連合会のほか、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会などの福祉関係機関で構成する災害時援護者連絡会議を設置して、検討を進めてきました。2年には南町南光自治会、多寄地区、温根別地区の3か所の地区等において、関係機関の協力をいただき、先行的にモデル地区として、個別避難計画を策定してきたところです。

計画策定に当たり、要支援者に対して避難所まで誘導するなど、支援していただける方である援護者については、家族や親族を中心としつつ、自治会に加入しているかを問わずに、近所に住む知人・友人など、最大3人を選定するものです。また、要支援者からの聞き取りや援護者との調整役であるコーディネート役については、自治会や自主防災会、民生委員の方々をお願いをすることで進めてまいりました。

その後、個別避難計画策定マニュアル等を策定するなどし、モデル地区の拡大を目指しましたが、新型コロナウイルス感染拡大や自治会長会議等においても、コーディネート役は難しいなどの御意見もあり、なかなか進捗しませんでした。

このような中で、議員お話のとおり、福祉の視点を取り入れることが重要と考え、個別避難計画を作成する段階で、社会福祉士などが関わることで、より実効性を向上できるものと判断し、昨年秋から士別市社会福祉協議会と協議を進め、コーディネートと計画書の作成を委託することとしました。

去る6月1日に業務委託契約を締結したところであり、今後、個別避難計画策定マニュアルに基づき、要支援者への配慮を確認しながら、訪問面談による状況把握や援護者選定などの聞き取りをはじめ、援護者との面談等を実施し、個別計画書の策定に当たるものです。

また、名簿作成後の継続的な取組については、今回作成する個別計画の更新のみならず、新規の個別避難計画作成も含めて、要支援者や援護者等に対して、毎年の面談等による状況確認や情報交換を実施していくこととします。

個別避難計画は、地域の方々の善意に基づく人道的支援の一つであり、共助の必要性を理解していただくことが重要であることから、引き続き自治会連合会をはじめとする関係機関等への説明や災害時援護者連絡会議での情報共有に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（村上緑一君） 加納議員。

○5番（加納由美子君） 御答弁に対して再質問いたします。

まず、名簿を作ってその方々が環境の変化等、または体の変化があったときに随時という市長からの答えでしたが、随時というのは、その都度情報を得て書き直しているのでしょうか。それとも1年に1回集まって、それで書き直しをしているのでしょうかというところですか。

あと、昨年秋から社協と委託契約をしましたということですので、社協と役所、今まで役所が担っていたことと連携して行うのか、それとも社協へ全部お願いをする形なのか。

自治会の立場といたしましては、自治会の中で見守りパトロールを行ったり、役所の職員の方が年に数回、たしか担当決めて訪問活動もされていると思います。あと保健師も地域ごとに担当を持って見守っていただいていると思うんですけども、その辺りの整合性といいますか、お互いに助け合う、共助と先ほど市長がおっしゃっていましたが、どのような形で共助を進めていく御予定なのかを伺います。

以上です。

○副議長（村上緑一君） 丸市民部長。

○市民部長（丸 徹也君） 再質問にお答えいたします。

まず、名簿の更新でございますが、こちらにつきましては、名簿の内容については、毎年、内容については確認の上、更新を行っていく形になります。また、本年度から業務を行う避難共助計画の個別計画の部分でございますけれども、こちらにつきましては先ほど御答弁したとおり、本年度、社会福祉協議会のほうに委託をして、コーディネーターという形で委託をさせていただいております。この部分については、当然本年委託1年目ということになりますので、現状として基本的には社会福祉協議会のほうの職員体制の部分で、現行職員で対応することにはなりますけれども、当然議員おっしゃるような、様々な問題想定される部分がございます。この部分については、私どもも双方連携する中で対応していきたいということで基本的には考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（村上緑一君） 加納議員。

○5番（加納由美子君）（登壇） 続きまして、循環型社会を目指す取組として、質問いたします。

現在、市民の暮らしは、市が地球温暖化対策やゼロカーボン、SDGs等のアピールをしながら、節約や工夫をせねばならない状況に陥っています。限られた収入の中での家計のやりくりも限界があるかと思われるほど、全ての生活必需品が値上がりしており、今後も値上がりが予想されています。身近な問題から考えたいと思います。

食べられる食品を廃棄することを食品ロスと言うそうです。平成28年に渡辺市長が、市議の立場から、食品ロスの軽減について質問されています。食品ロスに関する調査や取組が、当時から行われていたということが分かります。前牧野市長からの回答は、この課題の重要性を十

分理解され、取組を進めるとのことでした。この間、7年が経過しており、どのように進め、成果はどのようなものなののでしょうか。さらに、今後の具体的な方針はどのようになっているのでしょうか。

私から、食品ロスについて提案します。自宅で長年暮らしていたが急遽施設や病院に入ることになり、家の片づけを子供が始めると、家の中は万が一のために備蓄したであろう、または、頂き物の食品が山のようにあり驚いたというのは、よく聞く話です。備蓄品はしまい込んであり、日頃目につく場所には見当たらないものです。年代にかかわらず、台所の棚の奥や納戸を開けて出してみると、こんなにあったのかと驚きます。本人が忘れていたものもあります。

私たちは、家庭を維持してきた経験から、どうしてもため置く習慣があり、災害時のために備蓄を進める情報があると、さらに加速します。緊急時のために、備蓄は推奨されるべき活動です。しかし、古い缶詰や賞味期限切れのレトルト食品の廃棄作業は、本当に大変なことです。これらをどうにかして、賞味期限前に循環させる方法はないのでしょうか。

終活という言葉が広まっていますが、在宅で最期まで生活したいと考えた場合、備蓄が加速するのは仕方ないとも考えます。また、言葉は大切です。老い支度など、言い換え、受け入れやすい言葉に置き換える工夫も必要ではないでしょうか。

子供がいない、いても、遠方にいる親戚の家の片づけを任される人も多くいます。遠方より親の介護で通ってきても、片づけまで手が回らないのが、本州で生活する50代、60代の人の声です。定年間近な子供が親の介護で何年も来道し、最期をみとった後に、家の片づけの時間も気力もなく、負担に思うのは想像できます。

物には賞味期限や消費期限があります。片づけたいと思ったときに、受皿があると無駄にならずに済みます。活用できるものであっても、時間が経過すれば、ごみです。循環型社会と言われても、自分にとって必要だと思い、しまい込んでいるものを出すのは、抵抗のある作業です。いつか食べる、まだ食べられると考えるからです。様々な取組として、食品や生活用品、資源回収の日をつくる等の方法があろうかと思えます。

社会福祉協議会の取組で、フードパントリー事業があります。持ち込む品目の内容と、受付期間も限定しての初の取組です。また、持参したときに、何かと交換してもらえると気持ちが前向きになります。例えば災害時の対策として、避難所で使用するために備蓄していたもので入替えの時期の品物があるはずですが、それらを配布することで、日頃、目や口にするものがない非常食を手に取り、味わう機会となります。いつ起こるか分からない災害時対策への広報活動にもつながります。

当市は、ごみ処理に多額な費用をかけています。今まで、ごみの分別や廃棄は個人の問題でした。時代は変わり、現在の課題として循環するシステムづくりは、行政ならばできることです。

もう一つは、今後、外食の機会が増えると思われます。以前、市が推奨していたサフォーク運動を積極的にPRするべきです。

食品ロスの6割を占めるのが飲食店での食べ残しで、特に宴会の食べ残しが多いと伺います。宴会の席では、ぜひとも食べ残しが少なくなる工夫を、市が率先して取り組むべき課題だと考えます。外食のときは、個人がもったいないという意識を持ち、食べ残さないことが重要です。

サフォーク運動で市民全体が共有すべきだと考え、見解を伺い、質問いたします。（降壇）

○副議長（村上緑一君） 東川健康福祉部長。

○健康福祉部長（東川晃宏君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、食品ロスの軽減について、平成28年以降の取組と成果についてです。

食育推進計画に基づく健康な体、豊かな心を育むための食育推進として、妊婦栄養指導や離乳食教室での管理栄養士による講話をはじめ、保育園や幼稚園においては、昼食の時間や農業体験、調理体験を通じた食育教育、小・中学校での学校栄養教諭による食育授業や農業体験学習などを行い、子供の成長過程において、食べ物の大切さを知り、食を通じた環境への理解や意識を高める取組を実施してきました。

また、消費者協会が中心となって食品ロスに関するアンケートを行ったほか、学びと暮らしのフェスティバルや消費生活展において、フードドライブを実施するなどの各種啓発活動を行ってきています。29年の秋からは、宴会などの開始34分間と閉会前の9分間は自席で料理を楽しむ時間とすることで、食品ロスの低減を目指す、残さず食べよう！349（サフォーク）運動も始めています。

これらの取組のほか、地球温暖化対策、ゼロカーボン、SDGs等への取組が世界的に拡大しており、30年に実施した食育に関するアンケート結果では、市民の食品ロス認知度は56.6%でしたが、令和4年度では84.2%まで高まってきています。

また、バイオマス資源堆肥化施設での生ごみの処理量は、平成27年度の家庭系生ごみは1,028トン、事業系生ごみは663トンでしたが、令和4年度は家庭系生ごみは860トンで168トンの減、事業系生ごみは474トンで189トンの減となっており、この間の人口減少やコロナ禍の影響も考えられますが、生ごみの処理量も減少しているところです。

今後においては、コロナ禍により一部縮小・休止していた事業を含め、これまでの事業を継続し、食への感謝や食を通じた環境への配慮、食品ロスに対する認知度の向上などの取組の拡大を図ってまいります。

次に、家庭などでの備蓄についてです。

災害などへの備えとして、食料や飲物などの生活必需品の備蓄は、各家庭で取り組むべき対策の一つです。しかし、一人暮らしの方の入院や施設入所により空き家になった場合、片づけが親族の負担となることもあり、終活において発生する食品も含め、廃棄物の処理に困っている方もいるものと思います。お話にありましたように、現在社会福祉協議会では、缶詰などの食料品を受け入れるフードパントリー事業を実施しており、社協だよりで受入れ日程を周知すると伺っております。

この事業は、市内で生活にお困りの方で、一時的に食料の支援が必要な方に対し、相談支援機関を通じて食品を提供するものであり、食品ロスの低減を目的とした事業ではありません。

しかしながら、賞味期限前に食料品の寄附や配布をすることは、食品のロスの解消につながる取組とも考えます。また、災害用備蓄品の配布の御提言もありましたが、本市では、災害時備蓄計画に基づき計画的に食料品、飲料水などを備蓄しており、賞味期限が1年を切ったものは、自主防災組織の訓練や学校における避難訓練、またイベントなどで配布し、防災や備蓄に対する意識の向上のために活用しています。

次に、サフォーク運動のPRについてです。

残さず食べよう！349（サフォーク）運動については、コロナ禍により宴会等の自粛が続いたことから、この取組の周知拡大は休止していました。新型コロナが5類となり、宴会等の機会が増えることが見込まれるため、改めて広報やホームページを活用し周知を行うとともに、飲食店へのポスター配布などの依頼も再開する考えです。

環境省や経済産業省が提唱しているもので3Rというものがありますが、これは循環型社会を形成していくためのリデュース、リユース、リサイクルの頭文字を取ったもので、リデュース廃棄物の発生抑制、リユース再使用、リサイクル再資源化の順番で取り組むことが求められています。まずは、3Rで優先度の高いリデュースに該当する、残さず食べよう！349（サフォーク）運動や外食時は食べ切れる分だけ注文して食べ切ることを基本とし、買物時は必要な分だけ買う、料理の際は食べ切れる量を作る、食事の際はおいしく食べ切るなど、食品ロスへの市民の意識高揚に向けた食育活動を通して、その発生抑制を推進してまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（村上緑一君） 加納議員。

○5番（加納由美子君） 再質問をいたします。

社会福祉協議会のフードパントリー事業に関しては、余ったものを持っていくというのとはちょっと違う考えだと認識しておりまして、市としては、それ以外に何か具体的に、定期的集める方法、集めるというか、持ってこられた方を受け取る方法を何かお考えなのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○副議長（村上緑一君） 東川部長。

○健康福祉部長（東川晃宏君） 再質問にお答えいたします。

フードパントリーにつきましては、社会福祉協議会が市内で生活にお困りの方に一時的に食料品の支援を行うという形で、余っているものというものを集めるというものではないということになります。ただ、賞味期限が近くなってきたものが集まっているという部分も、一面ではあろうかと思えます。

そういった中で、士別市が定期的にそういったものを集めていくような事業を実施する考えはということになります。そういったものの循環するシステムづくりについて、これらを行行政として実施していく場合、何を目的にし、何を目標にして、では誰にそれを使っていくんだ

といったような部分については、十分な検討が必要だろうと思います。単に食品ロスを減らすということだけを目的に置くということは、なかなか難しいのかなと思います。

集めて、例えば困っている方にそういったものを配布するというのであれば、先ほど申しました社会福祉協議会のフードパントリーとも一部重なる事業という形になり、例えば福祉目的という側面も重なってしまうのかなと考えます。ですので、例えばそういった政策を実施するに当たっての目標や目的、対象者、例えばあと事業の効果ですとか、そこにかけるコストですとか、総合的にも判断していく必要があるかなと思いますので、そういった見極めという部分をしていかなきゃいけないかなと考えておまして、直近久しく、そういった部分をすぐに行うということは、現在のところ考えてはいないというところであります。

以上です。

○副議長（村上緑一君） 加納議員。

○5番（加納由美子君） 現在は考えていないというお考えでしたが、今後は考えていただかなければいけないものではないかと私は考えておまして、それはごみ減量ということにつながると思っております。ごみを余計に出さないということが今後環境問題として、とても大切だと思っておりますので、それをやはり循環させるというのは、それにつながってはくるんですけども、まずは無駄をなくして、それでごみを減量化させるということに大義名分を置くという考えもあるのではないかと思います、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○副議長（村上緑一君） 東川部長。

○健康福祉部長（東川晃宏君） 再々質問にお答えいたします。

やはり行政として行う場合という部分については、先ほども申し上げましたが、目的ですとか目標ですとか、誰を対象にするのかといったような部分は、明確にしていかなければならないかなと思います。また、現在、社会福祉協議会ではそういったフードパントリー実施していますが、それが例えば加納議員がおっしゃる部分が、行政でなければ実施できないものになるのか、それとも行政じゃない部分で実施する手だてがないものかとか、そういった部分ももちろん検討が必要でしょうし、例えばごみ処理をしているのに、お金をかけているという部分が、コストがそれに置きかわるという形にもなろうかと思います。例えば集める、保管するですとか、配布するですとかという形で、そこを行政が担うという部分になりますと、廃棄物を処理するためにかけているコストがそちらに行くということであり、どうしてもそういったことをするのであれば、行政がなぜしなければならないか、そういう部分も明確にしていく必要もあるかなと考えておまして、早急な部分では、考えていないと回答させていただきました。

今後、そういった部分については考える余地はあろうかと思いますので、中では協議してまいりたいと考えます。

以上です。

○副議長（村上緑一君） これにて一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、明22日は休会といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(村上緑一君) 御異議なしと認めます。

よって、明22日は休会と決定いたしました。

なお、23日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

(午後 2時32分散会)